



令和 7 年 3 月 17 日

市政記者クラブ 様

環境局地域環境対策部地域環境対策課
担当課長(環境影響評価・化学物質) 川瀬(972-2676)
課長補佐(有害化学物質対策) 水貝(972-2677)

土壌汚染の報告について

下記のとおり、「土壌汚染対策法」に基づき、土壌汚染の報告がありましたのでお知らせします。

記

1 報 告 者 株式会社カネスエ商事

2 報 告 日 令和 7 年 3 月 13 日

3 報告の概要

(1) 対 象 地 名 昭和区滝子通 2 丁目計画 解体工事

(2) 所 在 地 名古屋市昭和区滝子通 2 丁目 2 番、2 番 1、
4 番、4 番 1、6 番、6 番 1、8 番 1、8 番 2、
8 番 3、8 番 4

(3) 対象地の概要 旧事業所(昭和 53 年～令和 6 年 11 月まで)
4,727.33m²(近隣商業地域、第 1 種住居地域)



この背景地図等データは、国土地理院ウェブサイト上の地理院地図を一部編集して使用している。

(4) 汚 染 状 況

項目※ ¹	汚染物質	基準超えの 濃度範囲	基準に対する 倍率	基準	超過区画数 ／調査区画数※ ²
土壌含有量 調査	鉛及び その化合物	170～430 mg/kg	1.1～2.9 倍	150 mg/kg 以下	3／49

※¹ 土壌含有量は土壌に含まれる汚染物質の量を示します。

※² 調査対象地における平面図上で、試料採取によって評価した区画数を示します。

(5) 対象地の状況

対象地は、飛散防止措置等がとられています。

4 本市の対応

報告者に対し、適切な土壌汚染対策を実施するよう指導を行います。

「土壌汚染対策法」に基づく区域の指定を行い、その旨を公示する予定です。

<参 考>

基準を超過した物質の毒性について

【鉛及びその化合物】

急性毒性：嘔吐、腹痛、下痢、血圧降下、乏尿、昏睡。可溶性鉛塩の経口致死量は 10 g といわれている。

*10 g は、今回の土壌含有量の汚染物質濃度（430 mg/kg）では、土 23kg に含まれる量になります。

慢性毒性：高濃度の中毒症状は、貧血、消化管の障害、神経系の障害等。血液中鉛濃度が 0.4～0.5 mg/L を超えて長期間暴露された場合に障害がみられる。

発がん性：国際がん研究機関（IARC）は、鉛の無機化合物をグループ 2 A（人に対しておそらく発がん性がある）に分類している。また、鉛そのものをグループ 2 B（人に対して発がん性があるかもしれない）、鉛の有機化合物をグループ 3（人に対する発がん性については分類できない）に分類している。

出典「改訂 4 版水道水質基準ガイドブック」「化学物質ファクトシート（環境省ウェブサイト）」
（下線部分は、名古屋市において挿入しました。）